

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、実光地区土地改良事業共同施行から平成21年3月5日土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）実光地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成21年3月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀